

桑名市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月24日

桑名市長 伊藤徳宇

桑名市条例第47号

桑名市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

桑名市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成16年桑名市条例第192号）の一部を次のように改正する。

第19条の次に次の1条を加える。

（自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与）

第19条の2 地方公務員法第26条の5第1項の規定による承認を受けた職員には、自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。